■「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定懇談会(第3回)

日時:令和6年2月6日(火) 15時~16時30分

場所:長野市生涯学習センター(トイーゴ)第3学習室

1 開会

(事務局:長野県こども・家庭課)

これより、「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」第3回策定 懇談会を始めます。

2 こども・家庭課長あいさつ

(中坪こども・家庭課長)

お忙しい中「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の策定懇談会にご 参加いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から長野県の行政につきまして 多大なるご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

昨年10月18日を第1回として、本日が第3回、最終回となります。これまで女性保護事業を中心に、長野県における従来の女性支援の取組の状況とその課題について皆様からご意見をいただきました。今回は計画の素案、具体的な取組の内容についてご意見を頂戴したいと考えております。本日も、専門のお立場から忌憚のないご意見をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは会議に入ります。

進行は座長の宮下先生にご依頼します。よろしくお願いいたします。

(宮下座長)

よろしくお願いします。

会議事項は、進捗状況及び今後の策定スケジュール、第2回懇談会までの意見交換を 踏まえた「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の素案についてです。 まず事務局からご説明いただき、その後皆さんからご意見をいただきます。

(事務局:資料1をもとに説明)

ご意見を頂く前に、今の説明に対して質問等おありになれば、最初にお願いします。

(菅津構成員)

3の支援調整会議、圏域会議は今までやっていなかったものを新たにやるのでしょうか。どこが主催になってどの範囲で行うのか。また、県の 10 圏域の一つ一つも会議を行うと理解すればよいでしょうか。そこをもう少し教えていただければ。

(事務局)

支援調整会議は、新法 15 条で設置が努力義務とされる会議です。長野県では従来「児童虐待・DV防止連絡協議会」があり、DV事案について、関係機関が参加する県全体と圏域の会議を開催しています。こちらを法令上の支援調整会議に位置づけます。

圏域会議については、法令に記載の関係機関、団体等と事例に対する情報共有等を行うということで、主催者は各福祉事務所の女性相談支援員を想定しております。

(出澤構成員)

広報、周知を行うにつけても、「困難な問題を抱える女性」とはどういう女性なんですか、ということを少し具体化しないと、いくら PR してもピンと来ないのではないかと思います。元々女性相談センターではDVだけではない支援をしてきたし、色んな方がいらっしゃった。

イメージできるものを挙げておかないと、呼びかけるにも広報するにも、協力を得て 支援するにも手を挙げる方もいないし、相談するにしても「このことだったら相談して もいいんだ」って思えないんじゃないかと。

そこが一番必要だったかなと、今になって思います。

(事務局)

現状、女性相談員の方が電話や面接で受けている多種多様なお悩みが中心になると思いますので、訴えかけていく中では、「自分が相談してもいい立場にある」というところを相談者にしっかりご理解いただけるように、整理して発信していきたいと思います。

(宮下座長)

法令に明確な定義規定がないのですが、懇談会以外でも親の介護をする女性について 意見が出ていて、確かに重要ではありますが、本来想定される範囲に入っていないので はありませんか。こうなると、ありとあらゆるものが入ってきてしまう。領域を広げて 全ての方を救済できるのは理想ですが、内容がそれぞれ違い、必要な対応も変わってく るわけで、個別の支援が必要になると思います。

売春防止法との関係で法律ができたわけですから、性被害の問題を中心に計画を立てるということがわからないと、なかなか理解していただけない部分がある気がします。 例えば事故で怪我して、体が動かない女性もいれば、就職できなくて困難な状況にある 女性もいて、でもそういう方々に対する支援と、今回の計画は別なんですよね。

(事務局)

従来の福祉分野で展開している支援もあり、そちらの方が適切であれば、相談は女性 相談窓口でお受けしても、それを関係機関に繋ぐことになります。

基本計画にどれだけ取り入れていくかということ、やはり法律の名称がこうなっているために、迷いが生じると思います。説明のときに、もうちょっと具体的な範囲、どういったものが中心になるのかをわかりやすくしていただいた方がいいと思います。

(川瀬構成員)

改めて、「困難」というのは重い言葉だと思いました。

売春、DV、経済的困難の方もある中で、一つは思春期の性被害がポイントと思います。「①学校における周知強化」は学校に関する取組ですが、後の項目で「児童相談所、学校、市町村」、「同伴児童への対応」も出てくるんですね。

母子で生活していて、DVあるいは虐待で、子どもも一緒に支援が必要なケースが出てくると思ったとき、学校における周知強化だけでいいのかと考えます。保育園とか発達支援事業所とか、お子さんを預けながら何とか地域で生活する方々も多いと思います。背景に様々な問題や相談事があるとするならば、広報活動が広く行われることが、相談をまず受けるという点でいいと思います。一時保護の利用はさほど変わらず低調の中で、人口も減っているけれど、実際には虐待の相談件数、支援が必要な家庭は増えているようです。

そうした女性、親子に対して、市町村との連携強化の中に、市町村としても窓口、あるいはスーパーバイズも使いながら活動していくことが草の根的に一番よいと思うので、お願い含めて意見として出させていただきました。

(萱津構成員)

親の介護をする独身女性の事案は、「高齢者プラン」ではヤングケアラーとして、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがキャッチする形で記述が入ってきています。親が精神疾患、障がいを持っていたり、親だけでなく祖父母を介護している学生もいたりします。そこをこの計画で特に強調しなくてもよいのでは。

生活困窮の場合は、市町村から生活困窮者自立支援事業の委託を受けた各社協の窓口に来るケースがあって、背景に家族関係が悪かったり、DVや虐待があったりします。素案の方には住宅困窮、生活支援等数か所記載がありますが、はっきり出ていないので、「まいさぽ」との連携がもう少し強く出るといいと思いました。

(宮下座長)

懇談会以外での意見は、計画に取り入れるというよりは、そのような意見があったということですね。

それでは素案の、まず基本目標1つずつご意見をいただきたいですが、まず「1 広報・周知の強化および相談の質向上による信頼関係の構築」です。数値目標に「支援相

談員の研修受講率 100%」も挙げられておりますが、これも含めてまず「(1) アウトリーチ、居場所の提供等による早期の把握」についてご意見いただきたいと思います。

(出澤構成員)

学校にいる子どもたち、あるいは関係者の人たちがまず相談する先は、高校なら養護 教諭が多い。相談機能を預かる人たちへの広報、教育、お願いについて、具体的な取組 をした方がいいと思います。

先生に相談したときに案内された窓口を覚えていた、となればチャンスですが、どこかに引っかかる手立て、受ける場所を増やしてあげるといいと思うんです。短大とか専門学校にも相談を受ける先生がいるんですよね。

(萱津構成員)

長野大学はキャンパスソーシャルワーカーがいたんですが廃止してしまいました。保 健師の先生と、精神保健福祉士に上手く繋がればいいのですが。

(宮下座長)

基本計画の内容について、学校等でも広報をしていくということなので、養護の先生たちにも広報、研修して、学校の中では先生方に相談はあるんでしょうけれども、基本計画の中でどうやっていくかということになると、相談があったときに、計画の取組をより利用してもらうためにどこかに養護の先生から繋げていただくことが必要と思います。

(川瀬構成員)

重層的に、学校の中だけで解決できない問題がそのままにされることがないように、 次にどう進めるかが大事になる。重なり合う支援が広がりをもって、相談者が相談して よかったと思えるようにしていただきたいと思います。

(萱津構成員)

学校に通えない子どもが通っている「地域カフェ」「こどもカフェ」も、広報周知の対象として「等」の中に入れていただければ、地域に広がるかと思います。そこでキャッチしている子どもたちの相談もあると思います。

(宮下座長)

「高校、短大、専門学校、大学等」は、フリースクール等も含めてお考えですか。

(児童相談・養育支援室)

高校以上を対象として記載しているのは、ちょうど成人してこれから社会に出て自立 していくタイミングで、「困難な問題を抱える女性」に今まさになっているかもしれな い、あるいはなっていくおそれがある方に、相談先があることを周知していくのが中心 と考えています。

そういう若い方たちが集まる居場所があればそこも対象になると思いますが、小、中 学生の年代まではあまり想定していなかったところです。

(宮下座長)

第1回で例として出ていた都会の公園で立っている中学生なども、性被害者に現在なっている、あるいはなってしまうおそれがありますから、相談場所、逃げ場所があることがわかる広報をしてあげてもいいと思います。学校教育法上の学校とは別に、近い年代の子たちが集まるという趣旨であれば、フリースクールや中間教室でも、ポスターを1枚貼ってあるだけでも違います。

次に「若年女性がアクセスしやすいネット、SNS、二次元コード等を使用した情報 発信」について、いかがでしょうか。

(出澤構成員)

SNSの利用は大変だ、とも思います。いつ連絡が入るかわからないし、「入れたのに対応してくれなかった」ということになったら。必要だとは思いますが、大変だなと。

(宮下座長)

相談方法として、電話等は考えていないですか。

(事務局)

もちろん電話も相談方法として今後も継続していくものですが、電話についてもやは り「窓口がありますよ」ということを周知して明らかにしていく必要があると思います。

SNS相談に関しては、他自治体等の例ですが、人員体制等により即時の返信ができない場合には受付時間を明示する、少し回答にお時間いただきますということをあらかじめ明確にしている等もあり、そういった対応が必要と考えています。

インターネット等を駆使し、広報によって知らしめることと並行して、相談方法を多 元化していくことを両輪に考えています。

(宮下座長)

いいんじゃないですかね。メールとかSNSは返信できない場合でも後で対応できます。 夜中に連絡があった場合、「りんどうハート」みたいに 365 日、24 時間サポートは

非常に大変なので、ある程度時間を明示して、受信したらなるべく迅速に対応できる形にしておけば、時間的にずれが生ずるとしても一方通行にならないという。

(児童相談・養育支援室)

現状のホームページ自体が見づらかったり、DV事案の秘匿性もあったりして、発信 自体もまだできていないところがあります。まずホームページをしっかりした形で作り、 学校等に配るチラシに二次元コードを入れて見てもらえる形をとり、そこからまずメー ルで、平日の開庁時間でなくても思いついたら相談できて、可能な範囲でお答えしてい くところから始めて、その上でSNS等を利用した発信、相談を検討していくことにな ると思います。

(川瀬構成員)

例えば県外の人がメールで連絡してくるとか、色々なことが想定されると思いますが、できる範囲で、数を積み重ねていくうちに質も変わってくると思います。受け答えも人によって違うわけにもいかないので、女性相談センターで受け付けることになると思うが、相談を受ける形、メールの返し方なども含めて研修していただければ。

(宮下座長)

次に「こどもカフェ等、県の居場所づくりの取組を活用した啓発、情報発信」について、ご意見がありましたら。

(出澤構成員)

性教育をやってほしいです。例えば「男の子のことは何でも聞かなきゃいけない」という認識にならないでもらいたいとか、「お互いを大事にする」というような、何か良いメッセージの発信をしてもらえたら。

(宮下座長)

これはこどもカフェに来たお子さんへの発信か、それとも一緒に来たお母さんか、あるいは両方に対してということですか。

(事務局)

まずは親御さんにあたる、現に何かお困りごとがある女性に向けて、広報することを 想定しています。

(児童相談・養育支援室)

保育園への広報のイメージとリンクするというか、公的な場よりは「こどもカフェ」

のようなところの方がより困難を抱えた方に、より届く可能性が高いのではないかということを考えた形です。

(川瀬構成員)

趣旨は全くその通りだと思います。学校に行けていない子にどう届けるか、という話になったときに、こどもカフェのような子どもがよく行く「第三の場所」、例えばドラッグストアや薬局の待合室にポスターを貼るとか、よく中高生が買い物するところにちらっと置いておくのもよいと思います。

(宮下座長)

別に学校に限定するということじゃなくて、色んなところで広報する中で、今まで学校の中に入っていなかったようなものを学校にも持っていきますよという趣旨ですね。

(事務局)

そうですね、とりわけ特出ししているものとして学校というようなイメージです。

(宮下座長)

広報は必要だと思いますので、色々と広げてやっていただきたい。

次に「(2) 相談支援の質の向上」、非常に重要なところだと思います。

「相談方法の多元化」、「外国人、性的マイノリティの方を想定した女性相談支援員のスキルアップ」、この点についてご意見いただければと思います。

従来、相談員の方に対する研修の充実、あるいは採用の仕方とか、待遇等について色々 ご意見いただいたと思いますが、その他いかがでしょう。

「相談方法の多元化」については先ほどの(1)と重なる部分があると思います。

(出澤構成員)

「外国人や性的マイノリティの方を想定した女性相談支援員のスキルアップ」という のは、これは具体的にどういうことを言うのでしょうか。

(事務局)

日本語の理解が難しい外国籍の方からの相談については、関係部署の通訳の方と繋いでいただく対応が中心になると思います。

障がい者、高齢者の方への合理的配慮も今、各所で必要性が認められているのと、若年者に関しては、やはり世代差から来る話を聞いて受け止めてあげることが難しいという課題に対して、必要なスキルを身につけていただくことをイメージしております。

性的マイノリティの方を想定した女性相談というのが非常に難しいと思うんですが、 素案 13 ページ、欄外の脚注に説明があります。

生物学的な女性の他、法律の規定により女性となった方、性自認が女性のトランスジェンダーの方も含めるとあります。性自認が女性の方、その逆はどうなるんですか。自認が男性であれば、相談には来ないのかな。

(事務局)

体は女性で、自認する性が男性という方ですよね。生物学的な性が女性であることに よって困難な状況に置かれることも想定されると思います。

(宮下座長)

生物学的な女性のみならず、性別変更した場合は、法的には女性なんでしょうけど、トランスジェンダーも含みますというのは、法律と施行規則を見る限り、あまり明確にされていない気がします。

(事務局)

法令、規則には明記されておりませんが、令和4年の法令制定にあたり、参議院の方で質問答弁が行われ、正式な回答として確認しております。

(出澤構成員)

具体的にこういう相談があった等、把握していますか。

(事務局)

本県においてはまだお聞きはしていませんが、こういう事例も想定しておきたいという意図です。

(宮下座長)

生物学的に男性でも性自認が女性という方も、相談に来る気がします。

体が男性の方の性被害もあるのだと思います。

ただ、おそらくこれ、対応される方が非常に大変なんだろうと思います。その点も含めて、どうするかということも計画を立てていただければ。

(菅津構成員)

本当に難しいと思います。障がい者、高齢者の場合、例えば手話通訳者とか目の見えない人については、点字等による合理的配慮でわかるような形にするということですね。

先駆的な取組をしている東京のNPO等で、相談を受けている人たちの話、原理原則だけじゃなくて、どういう対応をしているかについて研修を受けてもらった方がいいと思います。

傾聴スキルだけでなく、実際にメール、SNSや電話で相談が来た場合、どう対応しているのか、大変かもしれないけれど最前線でやっているNPO等の方の「そういうこともあるんだ」ということを理解していただくのが良いと思います。

(川瀬構成員)

福祉の課題は多様なので、今のトランスジェンダーやジェネレーションの関係とかですね、その方々がメニューを聞いて、なおかつ間で注釈というか、相談員も説明しながら「アウトリーチって何なんですか」とか、例えば「困難とはどういうことなんですか」ということとかを、ある意味ではわかりやすく、通訳的にやっていかなければいけないことは多分増えてくる、そこがとても大事だと思います。

研修方法としても参考になると思います。「いのちの電話」でやっていて、研修そのものは私も参加したことがあります。質が同じかっていう議論はもちろんあるとは思うんですけども、そういった何か事例でも参考にできるようなことがあれば、いいのかなと思いました。

(宮下座長)

続きまして、次の基本目標2「一時保護機能の多様化及び支援の拡充」、これについて、「(1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護」について、ご意見があればいただきたいと思います。

(出澤構成員)

一時保護を期待されて、女性相談センターで断ることはあまりないですよね。 何を弾力的に運用したいのか、具体的なものが見えづらく感じます。

(児童相談・養育支援室)

当然現在もDVによる避難の方だけではないんですけれども、どうしても例えば外出等に関する制約があり、中には必ずしもそうした制限がなくてもいい方がやはりいらっしゃるであろうと。特にこれからDV以外の方も受け入れていく中では、そういったことが出てくるだろうというところで、例えば委託施設とも連携をして、ここはDV被害の方でしっかり安全確保も含めてやる、こちらは外出も含めてもう少し柔軟な形での生活ができるっていうようなこと、具体的にはこれから検討していきますが、そういった役割分担をする中で、制約、制限がなくても受け入れられる体制を少しずつ作っていきたいという趣旨です。

先ほどから「具体的にどういうことなのか」というご質問がよく出ています。

基本計画の素案なので、具体的なものがまだあまり出てきていない部分はあると思うんですが、検討はこれからというものがあると思いますが、具体的な取組が出てこないと、やはり分かりにくいかもしれないですね。

(出澤構成員)

パブリックコメントを取るとなると余計に「わかりにくい」というご意見があるかもしれない。

(萱津構成員)

今までの女性相談センターだと、DV被害者はとにかく相手に居場所を知られない保護ですが、一時保護というのは、例えば携帯を預からなくてもいい人や、次の自立に繋げていくところだと、むしろハローワークに繋がったり働くところを見つけたりと、支援の仕方が全く違う。本当はしっかり分けないと同じところで色んな人を保護するのはむしろ不公平で、そこが難しいです。多様なケースによって、確実に場所がわからないようにする所とそうではない所、外に出かけて行って求職活動ができたり、そういうことができるといいです。

(宮下座長)

施設が少ないので、4の他機関連携とか民間団体の掘り起こしに繋がって、施設が増えてくればいずれ、という形になると思いますが、なるべく早めに努力していただくということですね。

(川瀬構成員)

保護するときにはもうどうしようもない状況で、もっと早く受け入れができれば健康な状態で再スタートできる場合がいっぱいあります。強制とかそういう問題があるんですけども、予防の段階から利用できる体制作りの一つとすれば、それをどのように当てはめて、既存のものと整理していくかということが多分出てくると思うし、一時的に来る女性の方であっても、そこで冷静な判断ができたり、関係ができたり、相談できる枠組みができて、またそこで新たに自分自身が考えることができる、最悪の状態ではなくまだ余力があるときにそこを活用することによって、最悪を防げる力を持ちつついくというのは、大切な視点だと思うんです。

現場とすれば、夜中とか夜遅くにDVの報告の電話が来ることがあって、落ち着いて 対応してあげたいけれどそうならないことも多々あるので、今までの緊急事態を受ける、 だけどもう一つそうではない形もありつつ進めていく形が、うまく整合性をとりながら 進めていければいいなと思います。

(宮下座長)

次に「(2)被害回復生活支援」についてご意見いただければと思います。

(出澤構成員)

ここに書かれていることは、常駐している職員ではないけれども、いろんな関係の方にお願いするとかっていう形ではやっていたように思うんですね。さらに何をやるのでしょうか。

(事務局)

現状の支援の中で行われているものも、確かにあると認識しております。

ただ、例えば学習支援員の問題ですと、同伴児童を伴う女性が避難してきたときに、 タイミングよく引き受けてくださる方がなかなか見つからない等の課題があるとも聞いております。そうした課題を少しでも解消して、学習支援であれば、滞在中のお子さんが勉強に困らないよう、手厚くしていくということも考えたい、という趣旨です。

(宮下座長)

成果目標の「一時保護による支援の満足度」は、なぜ 100%ではないのでしょう。 現実的ではないという配慮でしょうか。ご検討いただければ。

続いて「3 自立支援の更なる充実」について、先ほど「まいさぽ」との連携強化というご意見が出ましたが、まず「(1) 同伴児童等への支援」はいかがですか。

(萱津構成員)

「高校における」とあるのは、普通スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは小中学校に派遣されていますが、高校に限定したのには何か意味がありますか。

(児童相談・養育支援室)

こちらも先ほどの県内の高校大学等への周知というところと同じで、例えば中学を卒業して高校へ行かない方もいらっしゃるとのお話もありますが、高校を卒業して社会に出ていく方、もしくは高校を中退してドロップアウトしてしまう方が多いと想定して、この書きぶりとしています。

(宮下座長)

「継続的な支援への繋ぎ」というのは、途中でドロップアウトした子たちに対しても、ということですか。

(児童相談・養育支援室)

今後の継続的な女性支援へ繋げてもらえるように、例えば一緒にこれから社会に出ていくような子を、これまでは中退でもそうなんすけど、これまでは高校で支援してきたけれど、これから高校を離れてしまうとなかなか支援できない部分もあるので、女性相談の窓口へ繋いでいただくイメージになります。

(萱津構成員)

中学を対象に加えていただくのがよいと思います。

(川瀬構成員)

継続の支援先はどこなのかということがポイントかと思います。「児童相談所との連携」とありますが、児童相談所と言っても多分 18 歳や 20 歳は本当はまだ支援上そうだと思いますが、多分そこまではやらないんじゃないかと。

(宮下座長)

「(2)自立支援の充実」、ご意見ありましたら伺いたいです。

継続的支援、同行支援、「まいさぽ」との連携による就労、住まい、家計等の相談の充実ついてご意見ありますか。

(出澤構成員)

女性相談センターで後の相談は受けていましたっけ。

(女性相談センター)

自立していくためのところの支援相談に繋ぐこともしていますし、そういう形で連絡をもらえば継続的にやってる場合もありますがわりと少なく、行った先のところでお願いしています。

(萱津構成員)

「まいさぽ」の就労支援とかでしっかりキャッチしてもらって繋げていくのは、DV 以外の困難を抱えた人の場合はそこが大事だと思います。

(川瀬構成員)

「自立支援計画の策定」ですが、今後他機関との連携を進めていくと、やはりここが ポイントになると思います。支援計画作成って本当に大変だし、力量も要ることだと思 うので、そういったものをまたしっかりしたもの作れるような形で、やって行ってほし いです。

「まいさぽ」との連携による就労、住まいについての支援は分かりますが、「家計等の相談の充実」とは具体的にどういうことでしょうか。

(事務局)

元々「まいさぽ」で、就労住まいの他に生活困窮、家計等に関する相談も受け付けているとお聞きしております。女性相談の中で、生活上のお金の問題等が出てきた際に、「まいさぽ」へ繋ぐことで、アドバイスを受けられる機会を増やすことを考えています。

(菅津構成員)

お金の使い方がきちんとできていなくて、年金をあっという間に使ってしまう等の人 に、家計簿をつけながら、どういう生活ができるかということを考えてもらう支援は、 日常生活支援事業で行っています。

(宮下座長)

「(3)アフターケアに関する支援」について、いかがですか。

(萱津構成員)

アフターケアがどこまでできるのか難しい、というのが第一の感想です。

例えば児童養護施設を出てきた子どもたちの支援について、信頼できる施設に頼りたくても年齢で難しくなってしまったりするので、その後の支援も含めて「にんしんSOS」で把握した特定妊婦の後の支援等のところまでできるのであればよいと思います。これは具体的には難しいと思います。いつかそういうふうにしていくための計画として、ということならよいかと。

(川瀬構成員)

相談員を中心とした伴走型支援は、相談員を支えていく機能がないと、結果として業務が増える。必要性はもちろんわかるけれど、費やす時間や労力は多分増える。それもまたどう考えていくのか、あとはどこまでアフターケアをやっていけばいいのか、その人の自立とはどこまでなのか。

あとは市町村や他機関との受け渡しですね。その人を信頼して最初相談を受けるけれども、必ずしも一生そうではないかもしれない中で、年齢やステージとともに、一緒に徐々に移していくことを業務としてやっていかなきゃいけない。

それをどのように形にしてくのかという問題だと思いますけども、方向性とすればそ ういうことは理解できる。

最後の「支援機関の体制・連携強化及び民間団体の掘り起こし」でご意見を。

まず「(1) 支援のための体制作り」、支援者の方に燃えつき症候群防止のためのサポート強化などは非常に重要だと思うんで、ご意見を伺いたいと思います。

(出澤構成員)

「女性相談センターのスーパーバイズ機能の強化」とは、女性相談センターの女性相談支援員がスーパーバイザーをするということですか。

(事務局)

女性相談支援センターにいる女性相談支援員、生活指導員の方が、県保健福祉事務所 や市にいる女性相談支援員に対してアドバイス、指導をするという趣旨です。

(萱津構成員)

業務が膨れてくるのではないか、という感覚があります。実行していくには、増員がないとバーンアウトをきたしてしまう。あるいは民間団体にうまく繋げられる体制ができ、強化できていればできるのかなと。

(川瀬構成員)

これは身につまされる。アフターケアとか、自立支援という言葉はいいですが、支援をやればやっていくほど、そういうシチュエーションがある。これから目指すべきものができる環境ができるということはセットです。市町村の連絡体制だとか力量が上がっていき、環境整備されると、女性相談員の質だったらやっぱりマンパワーがある程度確保されて、同時進行で進むことが理想ではないかと思います。

福祉現場は一つとして同じケースはなく、ルーティン業務ではない。時間という枠では捉えられない問題が現実としてあり、そこに寄り添う、担うことになっているので、その重さを考えると、バーンアウトの対策は同時に強化してほしいです。

(宮下座長)

これは支援者のバーンアウト防止のためのサポート強化の一つとして、女性相談センターがスーパーバイズ機能を担うということですか。

(事務局)

支援の内容としても、専門性が相談員の方に求められますので、相談員の方が事案に 悩んだことを共有できる仕組みを作ると同時に、バーンアウトから相談員を守ることも 考えていきたいというものになります。

続いて「(2) 関係機関の連携強化」について、ご意見があれば。

(出澤構成員)

色んな仕事を今までしてきて、事例に学ぶということをよくやってきました。

「共有」というのが気になったりするんですが、このような支援をしてこんなふうに うまくいった、あるいは失敗したっていう実績の積み重ねも皆さんが見れるようにすれ ばと思います。表現が難しく、個人情報だったりするのですが。

(萱津構成員)

匿名性をきちんと確保した中で事例を学ぶことは、福祉の現場では重要です。うまくいった事例がそのまま使えるかというとそうではないけれど、地域の特性とか地域に合わせて、変えていくことによって可能になってきたりすると思います。

(川瀬構成員)

児童養護の場合、子どもたちが社会に対して発信してきているんです。個人情報の取扱いはもちろんですが、研修の中で、何十年前でも過去に支援を利用された方が来て、生の声をお話しいただくというのが、届くんじゃないかと思います。そういう方を探したり、最初は大変かもしれないですけど、そういうことがあってもいいのかなと。

(菅津構成員)

学生の事例検討をやると、「実は私も虐待を受けていたんです」という感想が出てきて、それからそういう子どもたちをうまくフォローしながら、もしかしたらピアカウンセリング、出て行って話してもいいっていう子たちがいれば、聞く方にとっては重要かなと。「それでも今、こうやって自立して頑張ってるよ」っていうところがうまく届くといいなと思います。

(宮下座長)

最後に「(3) 民間団体等の掘り起こし」について、よろしいでしょうか。

(菅津構成員)

一時的に住宅を提供しているNPOが長野、松本、上田に少なくとも3つあります。 そういうところと協議をして、新たに活動でき、県としても支援できる形があると、女 性専用のアパートを借り上げて、という支援ができると思います。NPO等と情報交換 ができる会議を持っていただければ、活動が育ってくるんじゃないかと思いました。

成果目標「協働する民間団体数」3団体について、民間団体と協働すること自体が目的ではなく、県外も含めてより内容が充実している、良いノウハウを持っている団体と数に関係なく協働していくことがより良い支援に繋がると思います。そういう団体と協働をお願いします。

全体通して何かご意見あれば。よろしいですか。 また何かありましたら、担当の方に伝えていただければ。

(事務局)

今回の会議をもちまして、策定懇談会を終了とさせていただきたいと思います。庁内の関係課とも調整の上、パブリックコメント等により引き続きご意見を頂戴しながら、4月からの推進期間を見据え、検討を進めてまいります。ありがとうございました。